

作成日：2005年2月1日

改訂日：2018年4月1日

安全データシート（SDS）

1. 化学品及び会社情報

製品名 カスタムコーチングS

会社名 日新工業株式会社

住所 〒120-0025 東京都足立区千住東2丁目23番4号

担当部門 技術部

電話番号 048-755-6188 FAX 番号 048-755-6177

緊急連絡先 03-3882-2613 営業総務課

奨励用途及び使用上の制限 工業用（建築用防水材 等）

整理番号 AR-E028

2. 危険有害性の要約

重要な兆候及び想定される非常事態の概要

最重要危険有害性：

有害性： 情報なし。

物理的及び化学的危険性：

指定可燃物（可燃性固体類）

特定の危険有害性： 情報なし。

分類の名称（分類基準は日本方式）：引火性固体。

GHS分類

可燃性固体	区分外	発がん性	分類できない
急性毒性 経口	区分外	生殖毒性	分類できない
急性毒性 経皮	分類できない	標的臓器／全身毒性(単回暴露)	
急性毒性 吸入（蒸気）	分類できない	気道刺激性、麻酔作用	区分3
皮膚腐食性/刺激性	区分2	標的臓器／全身毒性(反復暴露)	
眼損傷/刺激性	区分外	呼吸器、神経系	区分2
皮膚感作性	分類できない	吸引性呼吸器有害性	分類できない
呼吸器感作性	分類できない	水生環境有害性(急性)	区分2
生殖細胞変異原性	分類できない	水生環境有害性(長期間)	区分3

※ 記載のないものは分類対象外または分類できない。

GHS ラベル要素



注意喚起語：危険

危険有害性情報

- ・ 指定可燃物（可燃性固体類）
- ・ 皮膚刺激
- ・ 呼吸器への刺激の恐れ、又は眠気及び眩暈の恐れ
- ・ 長期にわたる、又は反復暴露による臓器障害の恐れ
- ・ 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険の恐れ
- ・ 水生生物に強い毒性
- ・ 長期的影響により水生生物に強い毒性

注意書き

＜安全対策＞

- ・ 熱源・着火源から遠ざけること。
- ・ 容器を設置すること。
- ・ 防爆型の電気機器／換気装置／照明器具を使用すること。
- ・ 防塵／ガス／蒸気の吸入を避けること。
- ・ 環境への廃棄を避けること。

＜救急処置＞

- ・ ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当を受けること。
- ・ 気分が悪いときは、医師の診断／手当を受けること。
- ・ 火災の場合：消火するために粉末消火器、炭酸ガス消火器、泡消火器、乾燥砂を使用すること。

＜保管＞

- ・ 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
- ・ 施錠して保管すること。

＜廃棄＞

- ・ 内容物・容器は自治体の規則に従って廃棄すること

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別	製品は混合物
化学名	ブチルゴムアスファルト
一般名	ブチルゴムアスファルト系シーリング剤

成分	含有量 (%)	化学式	官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	CAS No.
----	------------	-----	-----------------------	---------

ポリマー再生ブチルゴム	10～20	—	(6)-764	9010-85-9
アスファルト	2～8	特定できない	(9)-1720(化審法) (12)-189(安衛法)	8052-42-4
ミネラルスピリット	10～20	特定できない	—	—
トリメチルベンゼン	1～2	C ₉ H ₁₂	(3)-7	95-63-6
1,3,5-トリメチルベンゼン	0.4	C ₉ H ₁₂	(3)-7	108-67-8

その他充填材等を含め、全体で 100%

4. 応急措置

目に入った場合	直ちに大量の清浄な流水で洗浄すること。 瞼の裏まで完全に洗うこと。 出来るだけ早く医師の診断を受けること。
皮膚に付着した場合	皮膚に付着した付着物を取り除き接触した箇所を石鹸で洗い流す。 外観に変化が見られたり痛みがある場合には医師の診断を受ける。
吸引をした場合	多量に蒸気を吸引した場合新鮮な空気のある場所に移し、体を毛布などで覆い保温し安静に保ち、気分が悪くなった場合には医師の診断を受けること。
飲み込んだ場合	口の中のものを吐き出し水で漱ぐこと。出来るだけ早く医師の診断を受けること。

5. 火災時の措置

消火剤：	粉末消火薬剤、泡消火薬剤、防火砂、二酸化炭素。
特定の消火方法：	火災の際は火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。 燃焼の恐れが無いよう、水スプレーで周辺を冷却する。
消火を行う者の保護：	消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項：	漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立ち入りを禁止する。 作業者は適切な保護具（「8. 暴露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。 適切な保護衣を着けていない時は破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。 漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。 風上に留まる。 低地から離れる。 密閉された場所に入る前に換気する。
環境に対する注意事項：	河川への排出により、環境への影響を起こさないように注意する。 環境中に放出してはならない。

除去方法：	少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる容器に回収する。 少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。 大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所は燃焼を抑えることが出来ない恐れがある。
二次災害の防止策：	すべての着火源を速やかに取り除く（近傍での喫煙、火花や火災の禁止）。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い：	
技術的対策	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
局所排気・全体排気	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。
注意事項	使用前に取扱い説明書を入手すること。 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
安全取扱い注意事項	接触、吸入又は飲み込まないこと。 眼に入れないこと。 取扱い後は良く手を洗うこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 環境への放出を避けること。
保管：	
適切な保管条件	熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。一禁煙一酸化剤から離して保管する。 容器は直射日光や火気を避けること。 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。 施錠して保管すること。
安全な容器包装材料	消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策：	適切な防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 空気中の濃度を暴露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと
-------	--

管理濃度及び許容濃度：

成 分	管理濃度	許容濃度	
		日本産業衛生学会(2005)	ACGIH(2005)
ポリマー再生ブチルゴム	—	勧告値なし	勧告値なし
アスファルト	—	勧告値なし	時間荷重平均(TWA)値 0.5 mg/m ³ (アスファルトフェームとして)
ミネラルスピリット	—	勧告値なし	100mg/m ³
トリメチルベンゼン	—	25ppm 120mg/m ³	TWA 25ppm
1,3,5 トリメチルベンゼン	—	25ppm	TWA 25ppm

保護具

呼吸器用の保護具	適切な呼吸器保護具を使用すること。
手の保護具	耐油性（不浸透性ゴム）手袋。
目の保護具	側板付き普通眼鏡型又はゴーグル型保護眼鏡。
皮膚及び身体の保護具	長袖保護衣、安全靴。
適切な衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態

形状：	均質なペースト状固体。		
色：	黒色。		
臭い：	溶剤臭。		
pH：	データなし。		
物理的状態が変化する特定の温度／温度範囲：	データなし。		
融点：	データなし。		
沸点：	データなし。		
引火点：	40℃		
発火点；	470℃		
爆発特性：	データなし。		
比重：	1.35～1.50		
溶解性	溶媒に対する溶解性	水に不	
オクタノール／水分配係数：	データなし。		
分解温度：	データなし。		
その他のデータ：	データなし。		

10. 安定性及び反応性

化学的安定性：	通常の条件では、危険有害な反応は起こらない。
---------	------------------------

混触危険物質： 特になし。

危険有害な分解生成物：

不完全燃焼すれば一酸化炭素が発生する。

11. 有害性情報

急性毒性（経口）： アスファルトLD50(ラット) 5,000mg/kg以上

ミネラルスピリットLD50(ラット) 5,000mg/kg以上

1,2,4トリメチルベンゼンLD50(ラット) 5,000mg/kg以上

上記より混合物として区分外に分類される。

急性毒性（経皮）： データ不足のため分類できない。

急性毒性（吸入）： データ不足のため分類できない。

皮膚腐食性／刺激性： 1,3,5トリメチルベンゼン、トリメチルベンゼン；区分2

ミネラルスピリット；区分3

上記より混合物として区分2に分類される。

眼損傷／眼刺激性： 1,3,5トリメチルベンゼン、トリメチルベンゼン、；区分2B

上記より混合物として区分外に分類される。

皮膚感作性： データ不足のため分類できない。

呼吸器感作性： データ不足のため分類できない。

変異原性： データ不足のため分類できない。

発がん性： データ不足のため分類できない。

生殖毒性： データ不足のため分類できない。

特定標的臓器／全身毒性－単回暴露：

ミネラルスピリット；区分3（気道刺激性、麻酔作用）

トリメチルベンゼン；区分3（気道刺激性、麻酔作用）

1,3,5トリメチルベンゼン；区分3（気道刺激性、麻酔作用）

上記より混合物として区分3（気道刺激性、麻酔作用）に分類される。

特定標的臓器／全身毒性－反復暴露：

1,2,4トリメチルベンゼン；区分2（肺、中枢神経系）

トリメチルベンゼン；区分2（中枢神経系、呼吸器、血液、皮膚）

上記より混合物として区分2（呼吸器、神経系）に分類される。

その他の情報： 情報なし。

12. 環境影響情報

生態毒性：

水性環境有害性： ミネラルスピリット1~10mg/l LC/EC/LC50：区分外

1,3,5トリメチルベンゼン甲殻類(オシロイソトリス)LC50 6mg/l(48h)；区分2

上記より混合物として水性環境有害性(急性)は区分2に分類される。

また、蓄積性のデータより、水性環境有害性(長期間)は区分3に分類される。

残留性／分解性： 現在のところ有用な情報なし。

生体蓄積性： 現在のところ有用な情報なし。

移動性： 物理化学的性質から見て、大気、水系、土壌環境に移動しうる。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物： 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には、そこに委託して処理する。

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装： 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国連分類： 該当なし

国連番号： 該当なし

国内規制： 陸上輸送： 消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当する場合は、法令の輸送について定めるところによる。

容器： 該当しない

海上輸送： 船舶安全法に定めるところによる。

航空輸送： 航空法に定めるところによる。

輸送の特定の安全対策及び条件：

取り扱い及び保管上の注意の項の一般的注意に従う。

15. 適用法令

化学物質管理把握促進法(PRTR)： 第1種指定化学物質： 1,3,5-トリメチルベンゼン 政令番号 297

労働安全衛生法： 通知対象物質： アスファルト 政令番号 11 の 3

ミネラルスピリット 政令番号 549

トリメチルベンゼン 政令番号 403

有機則： 第3種有機溶剤等(ミネラルスピリット)

消防法： 指定可燃物（可燃性固体類）指定数量 3,000kg

船舶安全法： 船舶安全法に定めるところによる。

航空法： 航空法に定めるところによる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従う。

16. その他の情報

主な引用文献

独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）ホームページ GHS分類結果データベース
原料メーカーのSDS

日本塗料工業会編集 「原材料物質データベース」

国際化学物質安全カード（ICSC）

製品安全データシートの作成指針（改訂版）日本規格協会（2001年10月）

日本工業規格 JIS Z 7253：2012 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法

危険物船舶運送及び貯蔵規則 14訂版 海文堂

- (1) このデータシートは、製品に関する情報提供を目的としたものであって、その記載内容に関し、弊社が売主その他の立場で保証責任を負うものではありません。
- (2) このデータシートは、作成日又は改訂日までに弊社が入手した情報に基づいて作成しておりますが、記載内容は新しい知見又は法規制の変更等により改訂されることがあります。
- (3) このデータシートは通常想定される保管方法および取扱い方法の範囲における情報提供です。したがって、特殊な保管又は取扱いを行う場合は、その保管又は取り扱いに適した安全対策を実施の上ご利用下さい。
- (4) 本製品の貴社の用途に対する法規制、適合性及び安全性については、弊社では確認しておりませんので、調査又は試験により確認の上ご使用下さい。
- (5) 貴社において本製品を輸出される場合には、外国為替及び外国貿易法等輸出関連法規を遵守の上、輸出してください。